

令和3年11月25日開会
令和3年11月25日閉会

令和3年11月鳥取県西部広域 行政管理組合議会定例会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

令和3年11月 鳥取県西部広域 行政管理組合議会定例会会議録

~~~~~

## 議 事 日 程

令和3年11月25日 午後1時開議

第 1 議席の指定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 会期の決定

第 4 議案第11号 専決処分について

議案第12号 鳥取県西部広域行政管理組合規約の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第13号 鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 令和2年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定について

第 5 組合事務一般に対する質問

第 6 議案第11号～議案第14号（質疑・委員会付託・採決）

~~~~~

本日の会議に付した事件

議事日程第1～第6

日程追加 閉会中の継続審査について

~~~~~

出席議員（１５人）

|      |     |     |      |     |     |      |     |     |
|------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|
| 1 番  | 今 城 | 雅 子 | 2 番  | 国 頭 | 靖   | 3 番  | 石 橋 | 佳 枝 |
| 4 番  | 戸 田 | 隆 次 | 5 番  | 三 嶋 | 秀 文 | 6 番  | 中 田 | 利 幸 |
| 7 番  | 岩 崎 | 康 朗 | 8 番  | 森 岡 | 俊 夫 | 9 番  | 足 田 | 法 行 |
| 10 番 | 山 路 | 有   | 11 番 | 米 本 | 隆 記 | 13 番 | 勝 部 | 俊 徳 |
| 14 番 | 山 本 | 芳 昭 | 15 番 | 小 谷 | 博 徳 | 16 番 | 三 好 | 晋 也 |

~~~~~

欠席議員（１人）

12 番 景 山 浩

~~~~~

説明のため出席した者

|            |         |         |               |        |           |
|------------|---------|---------|---------------|--------|-----------|
| 管理者        | 米子市長    | 伊 木 隆 司 | 副管理者          | 境港市長   | 伊 達 憲 太 郎 |
| 副管理者       | 日吉津村長   | 中 田 達 彦 | 〃             | 大山町長   | 竹 口 大 紀   |
| 〃          | 南部町長    | 陶 山 清 孝 | 〃             | 伯耆町長   | 森 安 保     |
| 〃          | 日南町長    | 中 村 英 明 | 〃             | 日野町長   | 埴 田 淳 一   |
| 〃          | 江府町長    | 白 石 祐 治 | 〃             | 米子市副市長 | 伊 澤 勇 人   |
| 事務局長       |         | 三 上 洋   | 消防局長          |        | 藤 山 史 郎   |
| 消防局次長兼総務課長 | 赤 川 紀 夫 |         | 事務局総務課長       |        | 生 田 公 志   |
| 事務局施設管理課長  | 本 池 将   |         | 事務局ごみ処理施設整備課長 |        | 安 野 武 男   |

|                      |       |                          |       |
|----------------------|-------|--------------------------|-------|
| 消防局予防課長              | 宇津宮 進 | 消防局警防課長                  | 多田 儒司 |
| 消防局指令課長              | 細田 恵誠 | 事務局総務課長補佐兼<br>人事給与担当課長補佐 | 堀口 晴美 |
| 事務局総務課入札財政<br>担当課長補佐 | 三原 剛  |                          |       |

~~~~~

議会担当職員

書記長	針田 智子	書記	近藤 隆
-----	-------	----	------

~~~~~

#### 午後１時００分 開 会

○議長（岩崎康朗） これより、令和３年１１月鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。

~~~~~

諸 般 の 報 告

○議長（岩崎康朗） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。景山議員から都合により、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので御報告いたします。次に、地方自治法第２９２条において準用する同法第１２１条の規定により、本日の会議に説明のため出席を求めた者の職氏名は、お手元の報告書のとおりでありますので、御了承願います。次に、監査委員から報告がありました例月出納検査及び定期監査の結果につきましては、お手元にその写しを配布しておりますので、御了承願います。次に、議会閉会中に、江府町議会選出 上原議員は任期満了となられましたので、御報告いたします。この際、新しく本組合議会議員となられました議員を御紹介いたします。江府町議会選出 三好議員、以上のとおりであります。それでは三好議員、自席において御挨拶をお願いします。

○三好議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 三好議員。

○三好議員 江府町議会の三好晋也です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岩崎康朗） 次に、議会閉会中に任期満了となりました総務消防常任委員会、民生環境常任委員会及び議会運営委員会の後任の委員につきましては、組合議会委員会条例第5条第2項の規定により、お手元に配布しております委員選任名簿に記載のとおり指名し、選任を行いましたので御報告いたします。次に、議会閉会中に欠員が生じたごみ処理施設等調査特別委員会の後任の委員として、組合議会委員会条例第5条第2項の規定により三好議員を、同じく予算審査特別委員会の後任の委員として、組合議会委員会条例第5条第2項の規定により三好議員を指名し、選任いたしましたので御報告いたします。また、過日議会閉会中に開催されました議会運営委員会におきまして、正副委員長の互選が行われました結果、委員長に今城議員、副委員長に米本議員が決定した旨の届出がありましたので、御報告いたします。なお、本日の議事日程は、お手元に配布しております日程書のとおり行いたいと思います。

~~~~~

## 第1 議席の指定

○議長（岩崎康朗） それでは、日程第1、議席の指定を行います。先ほど御紹介いたしました新議員の議席は、組合議会会議規則第3条第1項の規定により、16番に三好議員を指定いたします。

~~~~~

第2 会議録署名議員の指名

○議長（岩崎康朗） それでは、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、組合議会会議規則第54条の規定により、2番国頭議員及び14番山本議員を指名いたします。

~~~~~

## 第3 会期の決定

○議長（岩崎康朗） 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○議長（岩崎康朗） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしま

した。

~~~~~

第4 議案第11号～議案第14号

○議長（岩崎康朗） 次に、日程第4、議案第11号から第14号までの4件を一括して議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○管理者（伊木隆司） 議長。

○議長（岩崎康朗） 伊木管理者。

○管理者（伊木隆司） ただいま、御上程いただきました議案第11号から議案第14号までの4議案につきまして御説明をいたします。初めに、議案第11号、令和3年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算、補正第2回は、本年7月12日の落雷により消防局の建物、設備に被害が生じたので、復旧に必要な経費について地方自治法第179条第1項の規定により、同日付で専決処分を行ったものです。専決処分の詳細につきましては、お手元に配布しております専決処分書及び補正予算概要を御参照いただきたいと思います。次に、議案第12号、鳥取県西部広域行政管理組合規約の変更に伴う関係条例の整理に関する条例については、本組合規約に定める広域福祉センターの設置及び管理運営に関する事務を、令和4年3月31日をもって廃止することに伴い、関係する条例の廃止及び一部改正を行うものです。次に、議案第13号、鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例の一部を改正する条例については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整理に関する法律の趣旨を踏まえ、指定管理者の指定を受ける法人等の欠格条項について所要の改正を行うものです。次に、議案第14号、令和2年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定については、監査委員の審査を経ましたので、その意見を付し、認定をお願いするものです。なお、詳細につきましては、決算書及び決算説明書を御参照いただきたいと思います。以上、各議案について御説明をいたしました。御審議をよろしく願います。

~~~~~

#### 第5 組合事務一般に対する質問

○議長（岩崎康朗） 次に、日程第5、組合事務一般に対する質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許します。初めに、勝部議員。

○勝部議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 勝部議員。自席でお願いします。

○勝部議員 13番、勝部でございます。通告に従いまして、質問をさせていただいた

いと思います。今回は消防局に関しまして、人事評価制度の運用状況等につきまして御質問をさせていただきたいと思います。いわゆる地方公務員法が改正されまして、平成29年ぐらいだと思いますけれども、この頃から人事評価制度が運用されてきていると思いますけれども、これにつきまして御質問をさせていただきます。まず、通告に従いまして、1点目。地方公務員の標準職務遂行能力に関する要項等はあるのか、というふうな御質問をさせていただいておりますが、これは平成26年に、消防庁から消防吏員の階層に関する人事評価に関する運用通知がなされておりますけれども、こういった基づいたものについて運用される要項が、当局におかれましても運用がなされているか、制定されているか、お尋ね申しあげたいと存じます。

○藤山消防局長 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 当方の運用要項等についてのお尋ねでございますが、組合で人事評価制度マニュアルを定めまして、これに従い人事評価を行っているところでございます。

○勝部議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 勝部議員。

○勝部議員 マニュアルということがちょっと意外でしたけれども、一応、私は基本的には要項というふうに、いわゆる告示等を要するものにされておるのではないかという考え方をもちますけれども。この点については、いかがでしょうか。

○藤山消防局長 議長。

○議長（岩崎康朗） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 現在のところ、法律に基づいた人事評価制度の運用を行っておりまして、年度ごとにマニュアルの改訂を加えながら、適正な人事評価制度の運用を図っているところでございます。

○勝部議員 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 勝部議員。

○勝部議員 この点に関しましては、また後日、御返答賜りたいと思います。次、2点目に入ります。消防組織としての目標や課題の設定はどのようになさっているのか。いわゆる、かなり重要な問題だと思いますので、この取り組み方、よろしく願いいたします。

○藤山消防局長 議長。

○議長（岩崎康朗） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 はい。人事評価制度における目標設定や課題の設定についてのお尋ねでございますが、統一的な評価を行うために人事評価制度マニュアルを策定しており、これに従い、課長及び所長は署内の課題等を事前に協議し、消防局長に課の目標を提出しているところでございます。また、消防局長は、この提出された課の目標に基づき、局全体の重点課題と目標を作成することとしております。



○勝部議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 勝部議員。

○勝部議員 各部署から上がってくるその計画案というのは、どのような消防局の基本理念に、あるいは基本計画に基づいて設定目標を指示されているのか伺います。

○藤山消防局長 はい。

○議長（岩崎康朗） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 基本的には消防法第1条でございまして。住民の生命、身体、財産を守るという組織の使命、目的から目標の設定を行っているところでございます。

○勝部議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 勝部議員。

○勝部議員 それでは、この問題はこの程度といたしまして、3番目に、組織の目標ではなくて今度は個人の目標でございますけれども、これにつきまして、所属長との協議などにより設定はなされて、十分に把握されながらお互いにされているのか。この点についての現状をお伺いしたいと思います。

○議長（岩崎康朗） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 個人目標等の設定方法についての御質問でございますが、各職員は、課の目標を基に事務分担を確認しながら責任者と協議のうえ、個人目標を作成し、所属長が決定するという手順で行っております。

○勝部議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 勝部議員。

○勝部議員 了解いたしました。ただし、ルーティン、定型的な業務なんですけれどもね、いわゆる課内ミーティングとか、グループミーティングとか、そういうものをおやりになっているのかどうかをお伺いします。

○藤山消防局長 議長。

○議長（岩崎康朗） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 通常の課内等のグループミーティングについてのお尋ねでございますが、案件ごとにコミュニケーションをしっかりと取りながら、業務そして個人の人事評価等を進めていっているところでございます。

○勝部議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 勝部議員。

○勝部議員 次に、4番目の御質問に移りたいと思います。人事評価におきます面談というのは、非常に重要な要素があると思います。それについての効果と課題についてはどのように把握されているのか、現状認識をお伺いしたいと存じます。

○藤山消防局長 はい。

○議長（岩崎康朗） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 面談の効果と課題についてのお尋ねでございますが、通常の訓練や業

務では把握できなかった職員の考えが把握できたり、上司との意見交換により、相互のコミュニケーションの確立がより円滑になると考えております。また、それにより人材育成につながっていくものと考えております。課題につきましては、面談技量の維持、向上を継続的に図る必要があると考えております。

○勝部議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 勝部議員。

○勝部議員 面談は、実際にはどの程度の時間を割いていらっしゃるのか、1回の面談について。それからまた前年度の評価などは、分かりやすく面談でもって当事者に伝えていらっしゃるのか。その点についてはどうでしょうか。

○議長（岩崎康朗） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 面談の時間及び前年度等の資料、データを用いた面談ということでございますが、具体的には個別の状況に応じると考えておりますが、時間にいたしましては30分から1時間程度。その資料につきましては、都度必要なものと考えております。

○勝部議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 勝部議員。

○勝部議員 面談は、いわゆる話しやすい雰囲気づくりをなさっていただいて、効果が上がるように、またこれは取り組んでいただきたいと思います。次に5点目の質問に移ります。面談につきましては年に何回、現状おやりになっていらっしゃるのか、お伺いさせていただきます。

○藤山消防局長 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 面談の回数等についての御質問でございますが、まずは期首面談を4月から5月の時期に、期末面談を12月から1月の、計2回を実施しております。また、必要に応じまして中間面談、これを10月頃を目途に実施を行っているところでございます。

○勝部議員 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 勝部議員。

○勝部議員 その点については、非常に評価できると思いますので、期末、期首、それから中間の進捗状況、これまた鋭意取り組んでいただきたいと思います。了解いたしました。次に、6番目。いわゆるこの人事評価の評定者のことにつきましては、非常に課題があると思います。これについての研修は、必ず必要だと思います。これまでの研修の状況とかですね、これに対する考え方とか、この現状につきましてお伺い申しあげたいと存じます。

○藤山消防局長 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 人事評価制度の適正な運用における評価者の技量の確保等に関する御

質問でございますが、期首面談実施前の年度当初に、各所属長へ人事評価制度マニュアル及び人材育成基本方針を基に研修を行っているところでございます。また、教養研修として外部講師によるコーチング研修等を行い、評定者のスキル向上に努めているところでございます。

○勝部議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 勝部議員。

○勝部議員 了解いたしました。非常に丁寧にされているように伺っていますので、またこれも鋭意御努力賜りますようお願い申しあげたいと存じます。次に、7番目でございますけれども、各職員への公平性とかですね、納得性、それから平等性、これの確保というのは非常になかなか難しいところがあると思います。これについて御努力なさっている点、あるいは課題等がありましたら、お述べいただきたいと思います。存じます。

○藤山消防局長 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 人事評価制度運用における各職員への納得性、平等性の確保についての御質問でございますが、適宜職員へ人事評価制度マニュアルを基に説明を行い、周知を図っており、また、相談窓口を設けており、公平性、透明性の確保と人事評価制度の信頼向上に努めているところでございます。

○勝部議員 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 勝部議員。

○勝部議員 人事評価については、不満を持つ人はいろんな理由があると思いますし、また、いい面と悪い面がありますけれども、いわゆる評価基準が不明確だったり、周知が不徹底であると非常に問題があると思います。ただ、上層部はうまくやっていると思っても、実際には職位が下位の人については、不満を持つ場合もあると思いますので。人事評価制度に対する、たまにはアンケート調査などを行ってみる気はないか、これについてお伺い申しあげたいと存じます。

○藤山消防局長 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 人事評価制度の適正運用の維持ということに関する御質問かと思いますが、人事評価制度に対する意見をしっかりと聞きながら、修正すべきは修正するというところで信頼性の向上に努めてまいりたいと考えています。

○勝部議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 勝部議員。

○勝部議員 了解いたしました。よくまた御意見等を、また下位の人にも御意見を伺っていただきたいと思います。存じます。それでは8番目でございますけれども、人事評価制度のこれまでの運用につきましてですね、いい面と悪い面とがいろいろあると思いますけれども、その人事評価制度について、人材の確保、いいところが見つけ出しやすいとか、い

ろんなメリットがあると思いますけれども、その効果と今後の課題につきましてどのように把握されているのか、お伺い申しあげたいと存じます。

○藤山消防局長 議長。

○議長（岩崎康朗） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 人事評価制度の運用効果及び課題についてのお尋ねでございますが、評価を通じた自己能力の気づきにより、今後の能力開発を自主的、効率的に行う効果があると考えております。また、職員の能力や実績を認めて本人に伝え、職員のニーズに応じた研修を実施することなどにより、職員のスキルの向上や仕事に対するモチベーションを高める効果があると考えております。また、さらに組織課題を、目標という形で全ての職員に示すことにより、目標を共有するとともに個々の役割を明確にし、組織力の強化を図る効果があると考えております。課題につきましては、評価者の技量の維持、向上を継続的に図っていく必要があると考えております。

○勝部議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 勝部議員。

○勝部議員 非常にいいお考えでお取組みなさっていると思いますが。ただ、気になるのは、人事評価制度であまりいい評価を受けられなかった職員。これへの、いわゆる回復、復元力の措置。それらについては、どのような手立てを講じてらっしゃるのか。この点について、お伺い申しあげたいと存じます。

○議長（岩崎康朗） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 人事評価制度について、悪い評価等の職員に対する復元力、というお尋ねでございますが、しっかりと面談に応じてですね、面談の場で納得性を図って、そして新たな目標設定、これをしっかりとやり、そこに向かって本人のモチベーションを上げていくことが大事かと考えております。

○勝部議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 勝部議員。

○勝部議員 了解いたしました。ひとつ、そのようによろしく運用お願いしたいと思います。それでは次に、9番目でございますけれども、人事評価につきましては、管理者の関わり方の現状、並びに現状の人事評価に対する認識は、管理者としてはどのような現状にあるか、お伺い申しあげたいと思います。

○伊木管理者 議長。

○議長（岩崎康朗） 伊木管理者。

○伊木管理者 まず、人事評価につきましては、任命権者たる消防局長が行うこととなっておりますが、その評価につきましては、地方公務員法に基づき実施をしているところでございます。消防局長が人事評価を基礎として人事を行う際には、消防組織法第15条に基づき、あらかじめ管理者たる私が承認をしております。また、本組合の人事評価制度につきましては、人材の育成やコミュニケーションによる組織の活性化、あるいは

は継続的な組織目標の達成に有効であると認識をしております、欠くことができないものだと考えてございます。

○勝部議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 勝部議員。

○勝部議員 再度伺いますが、いわゆる人事評価は、いわゆる選別の論理ではなくて、やっぱり育成の論理という観点で、私は管理者も臨んでいただきたいと思いますけども。そのような点については、どのようなお考えでございますでしょうか。

○伊木管理者 議長。

○議長（岩崎康朗） 伊木管理者。

○伊木管理者 議員御指摘のとおり、育成の論理をした人事評価についてはしっかりと行っていきたいと考えております。

○勝部議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 勝部議員。

○勝部議員 以上で通告の質問を終わりますので、以上で終わります。

○議長（岩崎康朗） 次に、石橋議員。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 米子市議会選出の石橋佳枝です。まず最初に、一般廃棄物第2最終処分場について伺います。平成5年の第2最終処分場の稼働から、最近の令和2年度までの埋立量の推移について伺います。

○本池施設管理課長 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 本池施設管理課長。

○本池施設管理課長 第2最終処分場の埋立量の推移についての御質問でありますが、こちらの一般廃棄物第2最終処分場につきましては、平成5年9月に供用を開始いたしまして、平成5年度は7か月間の埋立量といたしまして約1万1,300トンになってございます。また、翌年の平成6年度の埋立量につきましては、約2万2,100トンをピークに年々減少いたしまして、令和2年度の埋立量は、約2,900トンとなっているものでございます。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 次に、平成5年度から令和2年度までの委託料の推移について伺います。

○本池施設管理課長 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 本池施設管理課長。

○本池施設管理課長 委託料の推移についての御質問でありますが、委託料の内訳につきましては、年度によって異なっております。こちらが、第1期工事、第2期工事などの施設の建設費と、膜脱処理施設、堰堤建設に伴います維持管理費といった内容でございます。年間の委託料につきましては、供用開始2年目の平成6年度は、約4億5,

300万円となっておりまして、その後、膜脱処理施設の維持管理費の増によりまして、平成19年度の約6億5,300万円をピークに減少いたしまして、令和2年度は、約3億7,900万円となっております。

○石橋議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 埋立ての単価は幾らになるのか伺います。

○本池施設管理課長 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 本池施設管理課長。

○本池施設管理課長 埋立て単価についての御質問でございますが、こちら環境プラント工業への委託料につきましては、埋立量に応じて算出されるものではございません。埋立て1トン当たりの委託料は存在しないものでございます。議員おっしゃいますように、仮に年間の委託料を埋立量で割った場合につきましては、平成6年度は2万500円、1トン当たりとなりまして、令和2年度は、1トン当たり13万700円となるものでございます。

○石橋議員 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 埋立単価というのはないということですが、まあ割った場合、当初の6.4倍になっています。埋立量に対してこの委託料は、どう見てもちょっと桁が外れているというか、高すぎるのではありませんか。

○本池施設管理課長 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 本池施設管理課長。

○本池施設管理課長 委託料につきましては御質問でございますが、こちら先ほどの御答弁のとおりでございます。委託料は建設費と維持管理費を分割して支払っておるものでございますので、埋立量に応じて算出されるものではございません。ので、この平成6年度の委託料につきましては、1期工事の建設費及び維持管理費を含めた4億5,300万円であることに對しまして、令和2年度の委託料につきましては、維持管理費に膜脱処理施設の建設費、それと膜交換工事費、それから堰堤の建設費、維持管理費積立金及び変動費を含めました約3億7,900万円となっているものでございます。

○石橋議員 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 こんなに委託料に含まれる内容が違ってきてもいいものなんではないでしょうか。平成5年8月10日の協定書に書かれているのは、建設費分の委託料の改定は行わないものとする。そして維持管理費分の委託料は、次の各号に限り改定を行うことができる。その1は、消費者の物価指数の3パーセント以上の変動。2は、最終処分実績量の大幅な増減です。この協定書の規定に、この在り方というのは合致していますでしょうか。埋立単価の6.4倍から、この協定の内容からは考えられない部分ではありませんか。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○議長（岩崎康朗） 傍聴席は御静粛をお願いします。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○議長（岩崎康朗） 答弁をお願いします。

○本池施設管理課長 議長。

○議長（岩崎康朗） 本池施設管理課長。

○本池施設管理課長 委託料に係ります協定書の内容についての御質問でございますが、現在の委託料につきましては、平成24年3月に締結をいたしました最終処分場等業務実施に関します協定書に基づき支払っているものでございますので、よろしくお願いいたします。

○石橋議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 協定書は、当初の平成5年のものと変わってきているということですね。その平成24年の3月以降、現在まで委託料の内容は変わらないんですか。

○本池施設管理課長 はい。

○議長（岩崎康朗） 本池施設管理課長。

○本池施設管理課長 協定書の内容につきましてはの御質問でございますが、こちらは、変更があった際にはその都度変更させていただくものでございますので、現在の契約につきましては、平成24年3月に締結したもので支払っているという状況でございます。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 そうすると、都度都度何かがあるたびに変わるという協定書になっているわけですね。大規模な改良工事があれば、これほど埋立単価が大きくなる。委託料が膨らむことを、当初想定できていたのでしょうか。RO膜はともかくも小堰堤の建設は想定できたのではありませんか。なぜ当初から建設費に組み込まなかったのか伺います。

○本池施設管理課長 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 本池施設管理課長。

○本池施設管理課長 建設記録についての御質問でございますが。こちらRO膜の処理施設もそうでございますし、また、埋立計画に基づきました築堤の工事につきましても、それぞれ計画に基づいて、その時期が来た際には建設を行うということで計画いたしておりますもので、当初からの計画ではないというところは御理解いただきたいというふうに考えてございます。

○石橋議員 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 今年度、濃縮水の施設が設置も決まっております。その費用の増額分もあります。この濃縮水処理施設は、少なくともRO膜の導入時に分かっていたことだと思

います。なぜ、そのときに予算に組み込まなかったかということなのですが。本来、一体に導入すべきもので、後出しにするのはちょっと不誠実だというか、ちょっとイレギュラーなやり方だと思うんですが、いかがでしょうか。

**○三上事務局長** 議長。

**○議長**（岩崎康朗） 三上事務局長。

**○三上事務局長** 濃縮水処理施設を、今まあ令和5年度に設置をするということで、先般御説明をさせていただいておりますけども。その理由についてでございます。今お話がありましたように、平成15年度にですね、脱膜、一般にRO膜というふうに言っておりますけれども。この処理施設を造らせていただいております。その施設を造りました際に、濃縮水処理施設、これは将来整備をするものというふうに決定をされております。その考え方といたしましては、将来、同時に建てますと建設費がやはりかかってくるということもございまして、将来、技術革新等が進むことによってよりいいものが出てくる、というような考え方から、このような結論が出されたというふうに認識をしておりますけども。そういうような状況の中で、RO膜だけをまず施設として建設をいたしまして、濃縮水処理施設を設置するまでの間は、濃縮水につきましては処分場のほうに返送するというふうに御判断をされた。これは議会も含めて、そういう御判断をされたというふうに伺っております。これにつきましては平成29年度に、濃縮水中の塩化イオン濃度ですね、塩化物のイオン濃度。この上昇が確認をされましたことから、その対策として設置者であります事業者のほうから、濃縮水処理施設の設置が提案されたという経過がございます。その後、令和元年度でございまして、施設設置の地元同意が得られましたことから、この施設の設置に向けまして設計審査業務、これを行いまして、浸出水の現状がですね、RO膜処理施設の処理能力の低下ですとか最終処分場の安定化の障害になってくるという可能性もございまして、施設の早期設置が必要という審査結果となったことから、令和4年度に施設のほうを建設し、令和5年度から供用開始をするというふうにしたものでございます。

**○石橋議員** はい。

**○議長**（岩崎康朗） 石橋議員。

**○石橋議員** その塩分濃度がどんどん濃くなるというのは最初から分かっていたことなので、その影響が出てから設置をしたということだと思っておりますけども。ここですね、濃縮水の処理施設を設置することになるまでに、もう既に長い間、繰り返し濃縮水を第2処分場に入れてます。処分場の内部の環境として、バクテリアの繁殖条件などへの影響はなかったのか、伺います。

**○本池施設管理課長** はい、議長。

**○議長**（岩崎康朗） 本池施設管理課長。

**○本池施設管理課長** 最終処分場への影響についての御質問でございますが、令和2年度に実施いたしました濃縮水処理施設の設計審査業務の報告書におきまして、第2最終



処分場では近年、浸出水中のＣＯＤや全窒素が上昇傾向でありまして、埋立物の分解性が抑制されている傾向が見られると。今後このまま膜脱処理施設のみで処理を続けた場合、安定化に影響を及ぼすということの報告を受けているものでございます。

○石橋議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 まあ、影響が見られると。分解が抑制されてるという報告があるわけですね。平成１９年度から埋立完了後、閉鎖までの維持管理のための積立金というのが、内訳を見ますと始まっております。それは年額幾らなのか。いつまでの積立てなのか。もし閉鎖が遅れて、積立分では足りなくなったらどうするのでしょうか。

○本池施設管理課長 はい。

○議長（岩崎康朗） 本池施設管理課長。

○本池施設管理課長 維持管理積立金についての御質問でございますが、こちらにつきましては、まず、積立金の目的といたしまして、平成１８年に廃棄物処理法の改正によりまして、民間が設置いたします一般廃棄物最終処分場につきましては、埋立完了後の維持管理を適正に行うために積立てを義務付けられています。こちらの年額につきましては、今、約９００万円を積み立てている状況でございます。また、この維持管理積立金の使途につきましては、全額を埋立完了後の維持管理費に充当するということとしてございます。また、この積立期間は、平成１９年度から埋立完了となります平成１３年度までを予定しておりまして、費用につきましては、今後また設置業者と協議をさせていただきながら事務を進めていきたいというふうに考えております。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 もう一回、積立ての金額を確認させてください。

○本池施設管理課長 議長。

○議長（岩崎康朗） 本池施設管理課長。

○本池施設管理課長 先ほど、金額につきまして大変失礼いたしました。申し訳ございません。こちらにつきましては、埋立完了後の費用、浸出水の状況によりまして変化するものでございますので、今後、設置業者と協議を踏まえて、金額のほうの確定などをして進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 そうですか。一応、ちょっとお伺いしたような気がするんですけど。まあ、６年間の積立てでそれが足りるのかという、どれだけの積立てをするおつもりなのか、ちょっとそこがとても気になるところです。埋立後の管理も終えて、閉鎖までの年月は何年というふうに見込んでおられますか。埋立てた物の分解が進んでいて、予測どおりの期間で大体閉鎖できるというふうに見込んでおいででしょうか。

○本池施設管理課長 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 本池施設管理課長。

○本池施設管理課長 処分場の閉鎖の時期についてと、その根拠の御質問というふうに考えてございますが、埋立物が、最終処分場と類似しております施設の埋立完了期間とか、閉鎖までの維持管理期間の平均でございますが、こちらが約18年ということで見えております。第2処分場の埋立完了後は、埋立完了年度につきましては令和13年度を予定しておりますので、閉鎖年度は令和31年度を見込んでいるところであります。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 18年って本当に長いんですね。ちょっと気になって調べまして。公益法人全国産業廃棄物連合会、これは産廃ですけども、もう平成20年の維持管理に係わるアンケート調査報告というのでは産廃の場合、管理型、安定型ともに5年以内が最も多いんです。10年を超えるものもありますが、10年以内が基本的のようです。一般廃棄物の場合、なぜそんなに長いのでしょうか。そんなに長い期間の維持管理費が、埋立完了までに予定で6年ですか、積立てるということで、足りるんでしょうか。とてもそれが気になるんですが、どうでしょうか。

○議長（岩崎康朗） 三上事務局長。

○三上事務局長 一般廃棄物の処理場につきましては、燃え殻といいますか、そういうものが埋立てをされております。この燃え殻が全く入っていない最終処分場につきましてはですね、先ほど産廃の例を、議員さん申しあげられましたけれども、全国的な統計を見てみますと、やはり5年程度で閉鎖をしていると。まあ早い例ですね。早い例で5年というのもございますけども、大体6年から10年程度というのが一つの、一般廃棄物の最終処分場におきましてはですね、燃え殻が全く入っていないものについてはそれぐらいというところでございます。ただ、西部広域が使っております最終処分場につきましては、ちょっと記憶が違っておればまた修正をいたしますけども、燃え殻の割合が、大体40パーセントから60パーセント。この枠内のものが入っていたというふうに思っておりますが、その辺りの平均的なところを言いますと、先ほど課長のほうが答弁いたしましたように、大体18年ぐらい。これは統計上の目安ということになっているというふうに承知しております。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 もう一般廃棄物のほうが短いのかと思ったら、そうでもないんですね。いろいろ伺いましたけど、委託費につきましては、当初の建設費には組み込まないで、後から後から新たな施設設備が導入されて委託費が膨らんでいく。こういう協定の結び方とか契約の仕方が当たり前というんでしょうか、私はちょっと納得ができません。この問題は大変重要だと思いますので、今後も引き続き追及させていただきます。次に、保有水について伺います。保有水の状況ですけども、平成20年1月22日の西部広域の会

議録、最終処分場堰堤築堤工事に係わる事務打ち合わせというのでは、昨年 7 月の、つまり 19 年の 7 月の豪雨の後、埋立地内を掘ったら、主堰堤の上部の約 1.5 メートル下まで保有水が来たのを確認。それ以上の豪雨で主堰堤を超す恐れがある。調整槽の容量が 2,000 立方メートルしかなく、それ以上は堤内に貯留する必要がある。調整槽の容量を増やすに用地なく、県への変更申請も必要で、変更申請すれば処分場全体が新指針に合致する必要がある、埋立物の上の小堰堤の築堤は不可能となる。という問題が提起されて、そして底部の遮水工を二つするのかどうか、二つの会社の専門家によって討議をされています。遮水工をして、保有水の水位が主堰堤を超え主堰堤が破壊することを防ぐのか、いや、雨が降ったらかえって遮水のための底板シートは滑って危ないんだとかいう論議がされておりまして、その結果、結局、遮水工は敷設されなかったというふうに聞きました。そこで、あれから 12 年経っていますが、この保有水が今どういう状態なのか、主堰堤を超す恐れはないのか、改めて伺います。

○本池施設管理課長 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 本池施設管理課長。

○本池施設管理課長 最終処分場の保有水の水位についての御質問でございますが。第 2 最終処分場の保有水につきましては、毎月測定器を用いまして水位を確認しております。降雨時にも臨時的に確認をしている状況でございます。直近の 10 月にもこの測定を行っておりますが、水位の上昇は確認されていないという状況でございます。

○石橋議員 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 はい。小堰堤の築堤工事の際に、どんなような保有水の対策が施されたのか伺います。

○本池施設管理課長 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 本池施設管理課長。

○本池施設管理課長 保有水の対策についての御質問でございますが、こちらにつきましては、平成 21 年度から 23 年度にこの小堰堤の建設を行っております。その際に、法面には遮水シートを施工いたしまして、底面にはベントナイト、遮水粘土でございますが、こちらを施工いたしまして、保有水によります崩れや滑りなどへの対策を行っているものでございます。また、地中の水たまり、宙水というものでございますが、こちらの対策につきましては、処分場の底面に水抜き配管へつながります横型と縦型の水抜き配管を施工いたしまして。小堰堤の周辺に施工いたしまして、宙水による部分的な保有水が生じた場合におきましても速やかに排水できること、というふうにしてございます。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 それは小堰堤の中にまあ保有水は、水がたまらないようにという対策だと

いうふうに思います。最終処分場に埋立てられた焼却灰というのはセメントのように固まって、水がたまる原因となっているというふうに考えますが、処分場内部の廃棄物の状況について伺います。

○本池施設管理課長 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 本池施設管理課長。

○本池施設管理課長 処分場内部の廃棄物の状況についての御質問でございますが、先ほどの答弁のとおりでございます。保有水の水位の上昇は認められておりません。処分場内部の状況につきましては、処分場全体に施工いたしました横型と縦型の水抜き配管によりまして保有水は速やかに排出されまして、水がたまる状況にはないというふうに考えてございます。

○石橋議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 平成20年1月22日の会議録に記されていますが、調整槽の容量不足について伺います。

○三上事務局長 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 三上事務局長。

○三上事務局長 調整槽の容量についてのお尋ねということでございますけれども、その際も議論があったかというふうに記憶をしておりますけれども、第2最終処分場は平成5年に、当時の国の基準に基づきまして設置をされた施設でございます。その後、平成10年にですね、基準が改正されましたが、平成10年以前に建設されましたものにつきましては、必ずしも新基準を調整槽、容量ですね、適用しなくてもよいというふうにされておりますこと、また、近年の豪雨の際におきましても、容量に問題なく安全に対応できておりますことから、現時点におきましては、組合といたしましては調整槽を拡張する考えはございません。

○石橋議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 平成20年1月22日の会議録では、専門家はちょっとそういう考えではないんですよね。保有水のできる原因は、それは新指針の前の建設で、違法ではないんですけれど調整槽の容量が不足であるということだと言っています。そして、処分場内でも水の貯留をするということによってそういう構造になっていると。貯水槽の足りない部分は、処分場内で貯留するということになっている、その構造だというふうに言ってます。今後、本当に問題がないのか。豪雨が多発する昨今、また保有水が主堰堤を超えそうになるようなそういう危険はないんでしょうか。平成20年8月に、環境プラントさんがボーリング調査をしています。そのときに、標高28だというふうに聞いてますが、の所からから測って20.6メートルの所まで水があったということを報告されています。降雨が1月から後にも何度か降ったかも知れません。水があったことは事実でしょう。

排水が速やかで適切だと本当に言えるのでしょうか。

○本池施設管理課長 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 本池施設管理課長。

○本池施設管理課長 排水が適切かどうかという御質問でございますが、当時のボーリング調査の際の水位につきましては、それが保有水であったのか、またそれが宙水によるものであったのか、現在では確認できない状況でございます。浸出水処理施設の処理能力につきましては、新基準にも適合したものでございますので、現在、保有水の水位の上昇も確認されておりませんので、保有水が適切に排水が行われているものというふうに考えておりまして、主堰堤についても問題ないというふうに考えてございます。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 今どこのところで、どういうふうに測っておられるかというところの問題はあると思います。ボーリングされたときは、まだ小堰堤はその上に乗ってませんから、中堰堤の底のほうの状態だと。私は、保有水により最終処分場が正常に機能しているのかどうかということで懸念しています。水の中で酸素が届かなければ、バクテリアの繁殖がなくて分解が進まないというふうに聞いています。いつまでも廃棄物の安定化ができない。長々と閉鎖できなくなるのではありませんか。

○本池施設管理課長 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 本池施設管理課長。

○本池施設管理課長 最終処分場の管理状況についての御質問と考えてございますが、先ほど来の御答弁のとおり、保有水の水位を適切に管理しておりますので、現在も保有水は確認されていない状況でございます。そのことから、埋め立てた廃棄物の分解が順調に進んでおりまして、処分場の安定化につながっているものというふうに考えてございます。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 専門家のお二人でこの議論をしておられる。それは気候条件も含めてよく分かっていて、この保有水を心配しているというふうに考えます。保有水への懸念というのは拭えません。今後も注視していきたいというふうに思っております。続いて、西部広域行政管理組合職員の職務実態について伺います。西部広域の職員は、消防の方は除きますけれど、残業が多い、サービス残業もある、もう辞めたいって言っている人があるというふうに、人づてに聞きました。これは実態を聞いて、必要な手立てを取ってもらわんといけんのではないかと、ということで質問の準備をしていたときに、1通の文書が米子市の議会事務局に来ました。米子市から選出の広域の議員全員に届いたそうです。匿名の訴えで、職員の削減対策と思われる最悪な職場環境が続いて、メンタル不調や休職者や早期退職者が増えている、完全なブラック組織です。と書かれています。こ

の問題ですけど、まず、残業の実際について伺います。近年５年間の残業の実態を、実数でお答えください。

○伊澤副管理者 議長。

○議長（岩崎康朗） 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 御質問には後で担当のほうがお答えいたしますが、今、議員がですね、まあ議員の元にも届いたということのようではありますが、匿名での投書文書を基に質問を行われました。その中には特定の職員、これは職名であります、事務局長、総務課長といった職員が、あたかも原因をつくっているかのような記載もございます。この機会に申しあげますが、匿名の根拠出所が明らかでない投書を基に質問されることは、私は極めて不適切だと、このように考えております。もちろんこういった投書は、あるなしにかかわらず私のほうで、職場環境なり人事上の課題については逐一事務局長から報告も受け、管理をさせていただいております。間違ってもブラック組織だというような事実はございません。このことは、この場を借りてはっきり申しあげます。議員が、議場でそのことを引用されると、あたかもそれが事実かのように受け取られます。これは絶対に我々としては受け入れることはできません。私からは以上でございます。

○石橋議員 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 待ってください。質問の答弁としての。生田総務課長。

○生田総務課長 私のほうからは、事務局職員の時間外の勤務時間数のことについて御答弁させていただきます。直近５年間の時間外勤務の時間数でございますが、事務局全体で平成２８年度が１，７３８時間。一人当たり、月平均で４．３時間でございます。平成２９年度が、合計で１，６４０時間。一人当たりは、月平均が４．１時間でございます。平成３０年度が、合計で１，６２０時間。一人当たりの月平均が４．２時間でございます。令和元年度が、全体で２，７６７時間。月平均の一人当たりが７．２時間。令和２年度が、合計で３，０６５時間。月平均一人当たりが８．２時間でございます。以上です。

○議長（岩崎康朗） 石橋委員。

○石橋議員 事務局職員の残業時間について、令和元年度、２年度は、それ以前と比較して残業時間数が増えています、その要因について伺います。

○三上事務局長 議長。

○議長（岩崎康朗） 三上事務局長。

○三上事務局長 令和元年度、２年度に時間外勤務時間が増加をしました要因でございますけども、まず、事務局総務課におきましては、令和元年度が会計年度任用職員制度の導入。令和２年度につきましては新型コロナウイルス感染症に対応いたしました事業継続計画、これの策定が主な要因でございます。施設工事課におきましては、浄化場の統廃合、それからうなばら荘の民間譲渡及び桜の苑の指定管理者制度の導入、このような検討業務が主な要因でございました。最後に、環境資源課でございますけども、こち

らはごみ処理施設の整備基本構想、これの策定業務が主な要因になっているというふうに分析をいたしております。いずれも一時的に発生をいたしました業務でございまして、時間外勤務時間がこういった一時的なものによって増加したというふうに考えているところでございます。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 うなばら荘の問題いろいろありますけれど、人員が、職員数が年々減っている中で、残業時間は増えています。そのために特定の職員に業務が集中するなど、職員への影響はないのでしょうか。

○三上事務局長 議長。

○議長（岩崎康朗） 三上事務局長。

○三上事務局長 職員数が減少したことによります時間外勤務への影響ということでございますけれども、職員の減員はですね、先ほど申しあげましたように、施設の廃止ですとか業務の完了、これを伴うものでございます。近年の例を具体的に申しあげますと、エコスラグセンターの溶融停止、稼働停止ですね。これによりまして2名の減をしております。平成29年、30年に一人ずつということでございます。それから白浜浄化場の稼働停止で2名の減ですけども、これは令和2年度・令和3年度と、2カ年に分けているということでございます。それから最後ですけども、公共施設の総合管理計画、これの策定の終了ということで、令和3年度に1名の減をしたということでございます。まあ、以上のような内容でございますので、先ほども御答弁いたしました、令和元年度以降に一時的に発生した業務と職員の減少数、これは直接関係はないというふうに考えておるところでございます。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 それぞれ理由があるということですけど、今日の資料の中で見ましたけど、報告の中で。行政改革の成果について、唯一二重丸がついていたのが、人員削減5人ということでした。30前後の小さな組織で5人の削減というのは、影響が少なくないのではないかとこのように考えます。職員1人当たりの残業時間数、先ほど伺いましたけれど、残業がならしてではなく、一人に集中したり、サービス残業が行われているという実態はないのか、把握されていないのか伺います。

○三上事務局長 議長。

○議長（岩崎康朗） 三上事務局長。

○三上事務局長 時間外勤務が特定の職員に集中しているのではないかとこのお尋ねでございまして、予算編成の時期ですとか議会对応などの繁忙期におきましては、一時的に担当者の時間外勤務が増加するということはあると思いますが、時間外勤務の実績のほうを確認いたしますと、特定の職員が恒常的に時間外勤務をしているという実態は

確認ができてございません。また所属長はですね、各職員の時間外勤務の実態や業務量、これを把握をいたしまして、所属所内での応援体制を図るなど、特定の職員に時間外勤務が集中しないように努めておりまして、また、人事におきまして、必要に応じて兼務辞令というものを発令して、適切にこの間対応しているところでございます。

**○石橋議員** はい。

**○議長**（岩崎康朗） 石橋議員。

**○石橋議員** サービス残業というのは、なかなか正当な残業の報酬を要求できないような状況だったから起こります。まあ本当に、自分のちょっと段取り悪かったからとか、いろんな理由があると思うんですが、なかなかきちんと残業手当をつけてもらいにくい状況がある場合に起こります。匿名の文書には、様々な職場環境の改善策が図られているが、形だけで中身は完全なブラックというふうに書かれています。こういう問題は、上司の指導や叱咤激励などがパワハラになるということもあります。メンタル不調による休職者、また、休職に至らなくても通院とか服薬されているという実態はどうでしょうか。

**○伊澤副管理者** 議長。

**○議長**（岩崎康朗） 伊澤副管理者。

**○伊澤副管理者** 私のほうからお答えします。まず、重ねて先ほどの投書を引用して質問をされました。私は先ほど申しあげましたが、出所が明らかでなく事実根拠が明確でないものを基にですね、議場で質問されることが本当に適切なのかどうか。これは、議員各位でよく考えていただきたいというふうに思います。議員が取り上げられていることは、あたかもそれが事実であったかのような。それを基に質問をされていると、こう受け取らざるを得ません。ぜひこのことについては、必要であれば議運等でもしっかり御議論をいただきたいというふうに思います。先ほど申しあげましたとおり、私としては、というふうに申しあげますが、それは極めて不適切な質問だというふうに考えます。それからメンタルヘルスの状況であります、これは私のほうで併せて御答弁申しあげますが、現在、1人の職員が体調不調により休職しているということでございます。以上です。

**○石橋議員** はい。

**○議長**（岩崎康朗） 石橋議員。

**○石橋議員** まあ、副管理者はそうにおっしゃいますけれど、こういう問題で匿名だからといって、それを切り捨てるというのは違うと思うんです。相当な覚悟と勇気を奮って出されたものではないかなと、片方で私は思っております。それがね、ちゃんと言えるようなら問題は起こらないんです。どちらが正しいとかいうことではなくて、立場で受け止め方も違うということもあります。個々の具体的なことが分からなければ、それは本当なのか違うのか。全然根拠もないというか、まあ匿名だから信用性がないというふうにおっしゃいますけど、本当にそうなのかどうなのか。それは、きちんとした



調査をしなければならないと思います。管理者と副管理者に求めます。広域の内部の当事者ではなく、第三者による調査をしてください。そして、勇気を奮ってこういう文書を書いた人に対して、犯人捜しは決してしないように厳重に戒められることを求めますが、いかがでしょうか。

○伊澤副管理者 議長。

○議長（岩崎康朗） 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 重ねて申しあげますが、議員は、この投書なるものが職員から行われたということを前提に言っておられます。確かに、職員より、と書いてありますが、これが本当に職員が出したものかどうかという確証がどこにあるんでありましょうか。もちろん、先ほども御答弁申しあげましたが、私はこういった投書があるなしに係わらず、私の責任において、事務局長の報告等を基に人事管理を通常からしっかりやっているつもりであります。課題が全くないというふうに申しあげるつもりはございませんが、この投書に書かれているような事実はないということは、これははっきり申しあげます。そもそもこの投書が、職員から行われたというのは、何を根拠に言われるんでしょうか。それを前提に議員は言っておられます。誰かが職員を名乗ってやっているという可能性も、これはあるわけです。したがって、こういったいわゆる怪文書と呼ばれるような出所が明らかでない、そして全部の議員にそれを配るということが、まあ通常では、通常では、まあ議員は、相当な覚悟というふうにおっしゃいましたが、そこまでのことがあるのであれば、別の方法もたくさんあるわけなんです。それをなぜ議員に、それも職員を名乗って匿名で投書をするのか。このことも含めてですね、この文書の持つ意味というのは極めて不安定なもの、不確定なものだというふうに考えます。重ねて申しあげます。そのことを公の議場で質問の根拠にされるということは、私は極めて不適切だと思いますので、議運等でしっかり御議論いただきたいと思います。以上です。

○石橋議員 すみません、もう一言いいですか。議長。

（「整理、整理。」と声あり）

○議長（岩崎康朗） 石橋議員。

○石橋議員 はい。

○議長（岩崎康朗） これ以上質問を、この質問でやり取りは…。

○石橋議員 質問でなくて、意見をもう一言言わせてください。

○議長（岩崎康朗） 先ほどからずっと意見を聞いております。で、それに対して、副管理者のほうから答弁、そしてその質問に対しての指摘、そういったこともございました。議長として、これ以上この議論は進まないと考えておりますので…。

○石橋議員 一言だけ言わせてください。最後の締めです。

○議長（岩崎康朗） いえ、この質問はこれで打ち切っていただきたいと思います。

○石橋議員 そうですか。

○議長（岩崎康朗） ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。それでは、石

橋議員の質問は、これにて終結いたします。次に、戸田議員。

○戸田議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 戸田議員。

○戸田議員 米子市の戸田でございます。よろしくお願ひしたいと思います。本定例会に当たりまして、対応を3点質問してまいりたいというふうに思います。まず1番目に、住宅用の火災警報器についてということでございますが、この住宅火災警報器については、消防法の改正により平成18年6月でしたか、これは新しい住宅には必ずつけなければならないという義務が生じたと。既存住宅については、各市町村が定める条例に基づいてこれを設置するという義務が課せられたというふうに私は理解しておるんですけども。さてそこで、先般メディアで、本消防局の職員が一生懸命広報をされておられましたけれども。その中で、西部消防局管内の警報器の設置率は約84パーセント。で、国の平均率は、81.7パーセントと私は理解しておるんですけども、消防局に聞きましたら83パーセントということなのですが。まあそこで84パーセントの設置率ということですが、その、いわゆる状況。設置状況について、まず伺っておきたいと思ひます。

○藤山消防局長 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 住宅火災用警報器の設置状況についてのお尋ねでございますが、議員のおっしゃいますとおり令和3年6月1日時点での設置率は、西部消防局管内で84パーセント、全国平均では83パーセントでございます。平成18年6月の設置義務化から、設置率は年々増加してまいっておりますが、いまだ未設置の世帯が2割あるのが現状となっております。住宅防火の切り札として全世帯への設置を目指し、今後も設置の促進に向けて努力をしていかなければならないと考えております。

○戸田議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 戸田議員。

○戸田議員 それで住宅用火災警報器の設置状況84パーセントというふうに伺ったんですが、この設置をして、今の、全この圏域内の火災予防率、まあ火災予防が相当進んだのではないかと私は理解しておるんですが、その辺のところの検証、評価はどのようになされておられますか。

○藤山消防局長 はい。議長。

○議長（岩崎康朗） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 住宅火災警報器の設置の効果及びその検証についてのお尋ねでございますが。西部消防管内におきまして、住宅用火災警報器の設置義務化から、住宅火災の件数は年々減少の傾向にございます。火災が発生した住宅の警報器設置状況は5割以下と低いことから、警報器を設置した住宅からの出火は少なくなっており、設置の効果は十分にあると考えられております。また、全国の統計によりますと、警報器を設置して

いる場合は、設置していない場合に比べ、死者数と焼損面積は半減し、損害額は約４割減少しているという効果があったと報告されております。

○戸田議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 戸田議員。

○戸田議員 今の、火災警報器の設置をした上で５割弱、そういう４割減というような大きな効果が見いだされた。そういうふうな検証をされておられるわけですけども。私も当時、そういう法が改正になって設置条例があったときに、家のほうにもつけたんですけれども。ただそこで、市民間においては、やはり１０何年前につけて、そのまま放置していますよ、というような御意見もいただきます。つけたけれども機能はなされておらないという状況も伺います。と言いますのは、乾電池切れだというふうに仄聞するんですけれども。やはり、十何年前につけたけれども、そのまま放置しているというような状況を、私はあってはならないというふうに思うんですけれども。ただ、住民の方々はなかなかその辺のところが把握できなかったのではないかというふうに思いますが。消防局はそのような様態を、どのように考えておられますか。

○藤山消防局長 はい。

○議長（岩崎康朗） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 住民の、住宅火災警報器不具合等への認識についてのお尋ねでございますが、議員御指摘のとおり、住宅用火災警報器は設置から１０年を経過いたしますと、本体内部の劣化や電池の寿命により故障や不具合が懸念されるため、機器の交換が必要となってまいりますので、今後、随時住民からの声に対応してまいりたいと考えております。さらに住民の皆様への注意喚起といたしまして、リーフレット配布、構成市町村の広報誌への掲載並びに救急講習、自治会等の防火訓練等、そして当消防局ホームページ、そしてマスメディア等を活用し実施しているところではございますが、まだ全ての住民の皆様に、周知に至ってはいないということを承知しております。

○戸田議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 戸田議員。

○戸田議員 それで、設置状況なり検証評価については伺いました。で、やはり火災警報器が相当それだけ火災予防については効力を発しているという中身ではなかろうかというふうに思います。この８４パーセントというような状況を見るには西部消防局は本当に頑張っておられて、その御労苦については、私は敬意を表したいというふうに思いますが。ただ、視点を変えると、この警報機が一般家庭の火災予防に大きく寄与して、安全を守っておるというような形ではなかろうかなというふうに私は思います。そういう中でまだ、私も一緒なんですけれども、乾電池を変えずに、そのまま放置をしているという様態も多々見られるということでございますので、そういうふうなことを払拭するためには、やはり先ほど消防局長のほうからも、広報なりいろいろな形をして住民の対応を図っていきたいという答弁でしたけれども、まず私は、この設置をする火災警報

器を住民の方々に設置をしていただくというお願いをしたときの状況を見れば、全各戸にチラシ等を、啓發文書等を配布して、その辺のところに組み込んだというふうなことが、私は思い出すわけでございますけれども。やはり先般のメディアでも、花回廊でしたか、そこに職員がおられて、入場の方々にそういう啓発をしておられましたけど。そのことも効果があるんでしょうけれども、まずやはり大きな効果を見いだすには、全戸にそういう啓發文書を配布するのが私は一番ベストかなあというふうに思いますが、いかがでしょうか。

**○藤山消防局長** 議長。

**○議長**（岩崎康朗） 藤山消防局長。

**○藤山消防局長** 住宅用火災警報器の普及促進の対応についての御質問でございますが。住宅用火災警報器の設置、維持管理について、圏域住民の方々に広く周知していく必要があります。御指摘のとおり、啓発のチラシの全戸配布や、圏域住民に全戸配布されております構成市町村の広報誌に特集記事などとして掲載することなど、より効果的かつ効率的な方法を検討し、継続して実施してまいりたいと考えております。

**○戸田議員** 議長。

**○議長**（岩崎康朗） 戸田議員。

**○戸田議員** 私が広報チラシと言いますのは、私もちょっと手が悪いものですから、家庭のちょっと奥の部屋に火災警報器がついていますけど、つけようと思いました。やはり大きな台なりはしごとを持って来なくてはつけられませんので、ただ、つけてくださいよ、という対応ではなくて。で、そこの老人なり一人家庭の方々にもつけにくい。そのサポートをどうしていくのかというようなことも、私は住民対応の一つの考え方ではなかろうかというふうに思うんですが。だから、メディアでするのはいいんですけど、各消防局が、米子、境、江府、大山、それぞれの核はおるんですけども、その下にまだ出張所はあるわけです。そういうような火災予防の観点からいけば、住民の方々に適切にそういうふうな指導なり支援、私はしていくべきだろうというふうに思います。広報チラシの配布によっては、その中身についても十分に検討していただければというふうに思います。次に、うなばら荘の民間譲渡について伺っておきたいと思います。うなばら荘については、いろいろと本当に事務局は大変な苦勞をされて、ようやく民間譲渡の事務がある程度成就してこられたということでございますが、私は、本当にこれは大変な事業だったなということで職員方には御労苦を申しあげて、本当に敬意を表したいと思いますが。そこで、プロポーザル方式で相手方を選定されたということでございますが。常任委員会でまた報告があるようですけども、まず、相手方については伺っておきたいというふうに思います。

**○三上事務局長** 議長。

**○議長**（岩崎康朗） 三上事務局長。

**○三上事務局長** うなばら荘の優先交渉権者を、このたび選定をさせていただきました。

若干経過を含めて御説明させていただきたいと思います。本年8月16日から9月30日までを募集期間といたしまして、施設の有効活用を通じて地域経済の活性化に寄与することができる民間事業者を、先ほど議員さんからもありましたように、公募型プロポーザル方式で募集をいたしました。11月9日に組合の正副管理者会議におきまして、アスリート特化型の宿泊施設として利活用され、スポーツツーリズム等の推進を通じてこの鳥取県西部地域の活性化を図る提案を行われました株式会社ヤードクリエイションさんを優先交渉権者ということで決定をさせていただいたところでございます。

**○戸田議員** 議長。

**○議長**（岩崎康朗） 戸田議員。

**○戸田議員** この内容については先般もメディアで報道され、市民間についても相当大的な反響がありました。私のところにも4人も5人も来られて、内容を聞きに来られたんですけど、まあ、私が知り得る内容だけで御説明をさせていただいたんですが。その中で、当局が示されていた内容があるんですけども、相手方の、まあプロポーザルですから、意見を、要望を聞きながらすり合わせをされたと思うんですけども。そこで、この議場でもちょっと、まあ委員会でも話をしましたけど、土地の借料、それと解体費用等については、十分に交渉優先権の方に、十分に説明理解をしていただいておりますか。その辺のところ伺っておきたい。

**○三上事務局長** はい、議長。

**○議長**（岩崎康朗） 三上事務局長。

**○三上事務局長** 土地の賃貸借料ですとか更地返還、こういった条件がついていますがけれども、その条件の確認は事業者ときちんとされているかということのお尋ねでございますけれども、まず、事業者の募集に当たりまして、募集要項にその内容を記載をさせていただいておりますとともに、事業者の方が現地説明会、こちらにいらしておりますので、その参加された際に、事務局のほうから説明を行ったところでございます。また、優先交渉権者が決定をいたしました後にですね、日吉津村さんのほうと株式会社ヤードクリエイションさんのほうでですね、土地契約の打ち合わせをされたというふうにお聞きしておりますけれども、その際にも、今ありました賃貸借料、それから契約期間満了後の更地返還につきまして、日吉津村さんのほうが説明をされたというふうに伺っております。

**○戸田議員** 議長。

**○議長**（岩崎康朗） 戸田議員。

**○戸田議員** 今の経過なり、そういう手続きを伺ったんですけども、ただ、市民間の中では、譲渡金額が安かったのではないかなというふうな御意見もいただきます。しかしながら私は冒頭で言いましたように、本当にこの事業については大変だっただろうなあと。そういうふうな観点を私は持ち合わせておるんですけども、しかしながら市民においては、やはり大きな公有財産をそういう単価で譲渡するというのは、本当に良かつ

たのかなというふうに御意見もいただきます。それで、先ほど改めて解体費用の現時点での解体見積りが約3億円ということを伺ってましたので、それも今の優先交渉権の方にそれが負わせられますよということも、やはりきちっと確定をしておく必要がある。まあ確定といいますか、やはりそういうところも市民間にはきちっと分かりやすく広報をしておかないと、その42万というのが独り歩きするのではないかという、私は懸念を持ち合わせておるんです。だからそういうふうな、3億円も優先交渉権の権者の方にきちっと負わせるんですよ、責務がありますよ、ということは、やはり当局のほうも広報をきちっとするべきだというふうに思いますが、御意見を伺っておきたい。

**○議長**（岩崎康朗） 三上事務局長。

**○三上事務局長** 今、土地の更地返還に伴います施設の解体の負担のところでございますけども、これにつきましてはですね、ちょっと今現在、まだ最終的な土地契約、そういう形に至っておりませんので、今の段階でそういうふうな形をアナウンスするということは適切ではないというふうに考えておりますし、土地契約の部分につきましてはですね、日吉津村さんのほうと事業者さんというところの考え方もございますので、そこに組合がちょっと、まあ今、議員さんのほうから御提案がありましたけれども、関わり方については、少し慎重になったほうがいいのかというふうに考えておるところでございます。

**○戸田議員** 議長。

**○議長**（岩崎康朗） 戸田議員。

**○戸田議員** まあ、慎重になるのはよく分かるんですけど、あくまでも市民の方々は、日吉津村さんの方はなかなか理解できにくい。あくまでも事業主体は西部広域だと。西部広域が事業主体である限りには、きちっとその辺のところは把握調整しながら、きちっと事務を進めていただきたいということが私の考え方なんです。それには、市民間が求めてくるものはいろいろあるでしょうから、それがきちっと対応できるような準備は十分に持っていたかなければいけない、というのが私の考え方なんです。市民は、日吉津村さんがそうですからどうか、事務局長が答弁されたような内容は、そりゃなかなか理解しませんよ。あくまでも事業主体の西部広域としての責務、考え方、それを私は問ってくるでしょうから、いつでもそういうふうな対応ができるような体制は堅持しておくべきだと、私は思っておるんですよ。まあ、そういうような形で、この事業については本当に大変紆余曲折な流れがあったんですけども、やはりそういうふうな、先ほどから言っておりますような体制はきちっと整備をしておきたい、置いていただきたい。これは強く要望しておきたいと思います。次に、廃棄物処理施設の整備についてということでございます。多くは語りませんが、本組合に廃棄物処理施設の整備が必要だというのは、これは皆さん共有認識だと思うんですが。そこで、廃棄物処理施設の整備については、当然、用地の確保が大変だろうと、これは必須だろうというふうに思うんですが。そこで当組合にも用地選定委員会を設置されて、その事務を肅々と司ってお

られるわけですが。その検討状況について、まず伺っておきたいと思います。

**○三上事務局長** 議長。

**○議長**（岩崎康朗） 三上事務局長。

**○三上事務局長** 建設用地の検討状況についてのお尋ねでございますけれども、まず、本年8月25日に第1回の用地選定委員会のほうを開催をさせていただいております。その際に、用地選定方針について説明を行っておりまして、その後、構成市町村へ用地選定方針に基づきます抽出条件をお示しをいたしまして、現在、1次調査対象地の抽出依頼、こちらのほうをお願いをしているところでございます。また、用地選定委員会につきましては、これまで2回開催をさせていただいております、現在は候補地の評価基準について御審議をいただいております、次回以降の委員会において決定をしまいたいというふうに考えているところでございます。

**○戸田議員** 議長。

**○議長**（岩崎康朗） 戸田議員。

**○戸田議員** 施設の用地の候補地の評価基準を、これからきちっとしていきたいという答弁なんです、そこで先般の議会でも質問しましたように、施設用地の候補地について各構成市町村に提供していただきたいというような流れで今来ているというふうに思うんですが、各構成市町村から、こういう候補地というのは提供されておられるんですか。

**○三上事務局長** 議長。

**○議長**（岩崎康朗） 三上事務局長

**○三上事務局長** 構成市町村からの1次調査対象地の現時点での回答状況ということのお尋ねだと思いますけれども、これにつきましては、本年12月28日を回答期限というふうにしておりまして、現時点におきましては、回答を受けておりません。現在、構成市町村におかれましてですね、1次調査対象地の抽出に向けて検討のほうを進めていただいているというふうに状況の把握をさせていただいているところでございます。なお、構成市町村のほうから御回答いただきました1次調査対象地につきましては、来年の3月開催予定の第4回の委員会以降にですね、候補地の評価なり、また順位づけ、こちらのほうを行うというふうな予定で考えております。

**○戸田議員** 議長。

**○議長**（岩崎康朗） 戸田議員。

**○戸田議員** 12月28日を期限として、構成市町村からそういう検討評価した内容を提供していただくんだという答弁でなかったかなというふうに思いますけれども。先般も米子市議会で相当いろいろ議論があったんですけど、そこで、私、管理者の姿勢を問っておきたいなと思うんですけど、本当に迷惑施設でこういう事業はなかなかできない。それに、まず用地がなかなか確保できないというのが、経験則として言えば状況なんですけれども。やはり構成市町村がいろいろな考え方をもち寄って、で、この事業

を成就していくんだという姿勢がないと、なかなかこの事業はできないと思っておるんですよ。三つの、不燃物処理施設、清掃工場、最終処分場。この事業を本当に成就するって、この10年間でできるんだろかなあって、私自身思っておるんですけども。やはり皆さん方が本当に軌を一にして、この事業に邁進していくんだというような考え方が伝ってこなければ、なかなか私はできないと思うんです。職員もそういうふうに気を焦っているような状況も垣間見えるんですけども。管理者、その辺はどうか。

**○伊木管理者** 議長。

**○議長**（岩崎康朗） 伊木管理者。

**○伊木管理者** 議員御指摘のとおりですね、やはりこの一般廃棄物の処理施設三つ、これをしっかりとそろえていくことは大変大きな事業だというふうに認識をしております。昨年ですけども、11月に西部9市町村で広域の処理の実施を決定いたしましたわけですけども。本年8月には施設整備基本構想ですとか、あるいは用地選定の方針、これも策定をしたところでございます。現在もですね、各市町村におきまして、建設用地の1次調査対象地の抽出に向けた検討を進めていただいているところでございまして。この事業推進に当たりましては、今後もですね、各構成市町村の皆様並びに議会の皆様と十分に連携をしながらこれを進めていきたいと、そのように考えております。

**○戸田議員** 議長。

**○議長**（岩崎康朗） 戸田議員。

**○戸田議員** 管理者の考え方を伺ったのですけれど。そこで私、ちょっと当局とかみ合わんかもしれないけども、ちょっと私の考え方を申し述べさせていただければなあと。今、新たな用地を確保しようとして、選定委員会に俎上させる準備段階だというふうに思っておるんですけども。一つ考え方を変えると、プラザでもエコスラグセンターでも、今の組合の公有地があるわけですよ。公有地を利活用するというような考え方は、私はないのかなあと。で、当局の考え方は、不燃物処理施設と清掃工場の一体的考え方だというふうに伺います。それが一番ベストでしょう。イニシャルコスト、ランニング経費もある程度削減できるかなあというふうに思うんですけど。なかなか用地ができなかったのには、その辺のところの計画がなかなか成就できない部分もあります。で、私は今、リサイクルプラザの用地、ごめんなさい、15,000平方メートルかどうか分かりませんが、そういうふうな用地があって、エコスラグセンターの用地もあって。で、例えば違ったところに用地を求めて行ったときには、全くその公有地が利活用できないという状況になる。そうではなくて、リサイクルプラザのところに清掃工場を建てながら、リサイクルプラザを例えば、今日、伯耆町の町長さんおられますけど、工業団地の用地に建てていきながら、入れ替え方式という公有地の利活用は図られるのではないかなというふうに私は思っておるんですが。そのような方法論というのは、全く想定しておられないんですか。

**○三上事務局長** 議長。



○議長（岩崎康朗） 三上事務局長。

○三上事務局長 リサイクルプラザなどの活用についての御提案といたしますか、それに対しての組合の考え方ということのお尋ねかと思えますけども。用地選定に向けました様々な手法、考え方があるだろうというふうに思っております。そういった中で、組合におきましてはですね、検討を積み上げました結果ですね、建設用地につきましては先ほど申しあげましたように、市町村に1次調査対象地、この抽出をお願いしているということで進めておるところでございまして、現在、その抽出をお願いしている最中ということでもございます。このような時期にですね、組合が特定の土地につきまして、その評価を申しあげるということは適当ではないのではないかなというふうに考えるところでございまして、伯耆町さんの御検討の結果を待ちたいというふうに考えておるところでございます。

○戸田議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 戸田議員。

○戸田議員 その答弁とは、まあ昨夜いただいて、私は噛み合わないんですけど。私は、申しあげたいのは、構成市町村から用地の候補地を提供していただきたいので今待っている。そこで、私もやったんですけど、組合の試案として候補地の有効活用を図るというのを候補地選定委員会の中に俎上させたらどうですか、ということを申しあげておるんです。そういう議論は、私はあってもいいのではないかなと思うんですよ。全く、今の公有地3万平米も4万平米も大きな土地があるものを活用せずに、新たに利便性とかそういうふうにイニシャルコスト等、総トータル的なものを考えて候補地を募っておられるかどうか分かりませんが、ただ、私はイニシャルコスト、交通の利便性、そういうものの観点からいけば、私は公有地をまず基本としてどういうふうに利活用計っていくか。で、今日、伯耆町の町長さんもおられますけど、伯耆町の住民の理解が得られない場合にはどうするかということも想定せねばいけませんけれども。一つの西部広域の試案として、俎上を図ることはあってもいいんじゃないかと、私はそう思いますよ。いかがですか。

○伊澤副管理者 議長。

○議長（岩崎康朗） 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 今の議員の御意見は、一つの考え方だろうというふうに思って、裏のほうで聞いておりました。以前にも、今のリサイクルプラザの土地の将来的な活用ということについて御提案といいたししょうか、御意見があったように思いますが。やはり、これは議員のほうがよく御存知だと思いますけど、このリサイクルプラザを地域にお願いして受け入れていただいたと。まあ、約束といいたししょうか、話し合い。これはもう、私よりも戸田議員のほうがお詳しいというふうに思いますが。ずっと、廃棄物処理施設であの土地をですね、今現在、確かに西部広域が持っているわけでありまして、使い続けるということでは多分なかったんだろうというふうに思います。議員からは、そ

うでないような話もあったというような御趣旨もありましたが、多分その辺の話はですね、将来にわたってずっと使わせていただくというような話ではなかったというふうに思っております。今おっしゃったように、そういった考え方もありますけれども、先ほど事務局長が御答弁申しあげたとおり、今のところは各市町村において圏域内の候補地、もちろんその候補地に今現在西部広域が所有している土地が入るのか入らないのかというのは議論が、論点があるところだと思いますけども。だから、入れてはいけないということでは必ずしもないというふうに思いますけども、まず、やはり地域のほうですね、どこが適地なのかと。これは、だれが持っている土地かということも含めてですね、よくよく検討していただいて。その検討結果を含めてですね、全体目で選定作業を進めると。まあ、こういう手順を定めておりますので、こういう手順でやらせていただきたいというふうに思います。以上です。

**○戸田議員** 議長。

**○議長**（岩崎康朗） 戸田議員。

**○戸田議員** まあ、要望にしますけれども、大変な事業です。ただ、私が何回もプラザの候補地となる用地を利活用したらいいんじゃないかという声は、実は市民から寄せられるんです。今、施設が、土地があるのに、何で新たに設けないけんのですか、という議論はあるわけですから、そういうところもとどめていただいて、やはりどこかでそういう議論があれば、そういうふうな議論も私もすべきでないかなというふうに思います。正直言って、大変なエコスラグであったりリサイクルプラザについても相当な労力を要したもんですから、そういう用地もフル活用、利活用できればいいなあと私は切に思っております。以上で終わります。ありがとうございました。

**○議長**（岩崎康朗） 以上で、通告による一般質問は終わりました。ほかにないものと認め、一般質問を終結いたします。

~~~~~

第6 議案第11号～議案第14号

○議長（岩崎康朗） 次に、日程第6、議案第11号から第14号までの4件を一括して議題といたします。これより、4件に対する質疑に入ります。質疑の通告がありますので、許可をいたします。勝部議員。

○勝部議員 13番、勝部でございます。通告に従いまして、一括して総括質疑を行いたいと思います。まず、議案第11号、令和3年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の補正予算、いわゆる補正の第2回でございますが、この専決処分内容につきまして、1点だけお伺いをいたします。この中で、補正の中で消防庁舎および指令機器の復旧に係る係費のうち、災害共済金以外の財源は、財政調整基金に42万4,000円を求めている予算措置でございます。財政調整基金は御案内のように、年度下の財源不足

調整を調整するものでございますが、災害などでも財源が不足する場合は、これに充当することを別に構わないと、これは理解しているところでございます。今回の補正での財源措置は、財政ルールに別に反するものでもなんでもございせんが、必ず災害の対応財源として、この財政調整基金を基準としなければならないという、これも法的な拘束力もないものだと考えております。今回の財政基金の充当ということにつきましては、多分、構成市町村の追加の財政負担措置の軽減もしくは皆減ということに起因するのではないかと推測はいたしておりますが、今回のこの財政措置については、どのような理由で財政調整基金以外には求めなかったのか、この点について御回答をいただきたいと存じます。あ、失礼しました。もう1点ですね。令和2年度の決算に係る主要な施策の説明書がございすけれども、その中で消防ポンプ車両関係の、1点は、車両の売払い方法は、自動車リサイクルが可能な管内事業者の方々に見積聴取をして処分されているのか。まず、これが1点お伺いしたいと思います。次に2点目は、車両の廃車基準は、経過年数はもとより、いろいろな機器の老朽化とか、いろいろ定めはあると思いますけれども。修理状況や資機材の整備、損耗等を総合的に考えて処分とかをされていると思いますけれども、具体的な廃車基準等の現状規程並びにその適応運用状況はいかななものか、その2点についてお伺い申しあげたいと思います。以上です。

○三上事務局長 議長。

○議長（岩崎康朗） 三上事務局長。

○三上事務局長 私のほうからはですね、1点目の専決処分の関係でございすね。消防局庁舎の復旧に係ります予算措置、その対応について御説明をさせていただきたいと思います。まず、今回は補正予算という形で専決をさせていただいておりますけれども、まず、その対応の前にですね、歳出予算において予備費の充用、これを検討いたしました。が、復旧にかかります経費が2,000万以上あるという中で、予算に上げてます予備費が1,000万円ということとでございまして。予備費を充用する場合はですね、現行の歳出予算内でですね、不足をいたします1,000万あまりの経費を賄う必要がございす。が、今この時期に他の経費の残額が確定をしていないというタイミングでございすので、流用することにつきましては困難だということと考えまして、補正予算を組むということの対応としたものでございす。で、補正予算の検討に当たりましては、先ほど議員のほうからお話がございましたけれども、災害により生じた経費につきましては、財源として財政調整基金を充てることができるということで、その繰入金で対応するということで進めておりましたけれども、今回、災害共済の補償の対象になるということが判明いたしまして。その結果、支払われます災害共済金のほうと不足をいたします部分につきまして財政調整基金のほうからの繰入れということで、そのような形で最終的に補正予算が、まあなつたと、いうところでございす。

○藤山消防局長 議長。

○議長（岩崎康朗） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 続きまして、車両の売払い方法についてのお尋ねでございます。売払いに関しましては、平成16年の消防庁通知によりまして、自動車リサイクルが可能な管内事業者の見積徴収としていただいております。続いての御質問でございますが、車両の廃車の基準の運用状況は、とのお尋ねでございますが、消防車両の更新につきましては、消防設備等整備計画における消防車両等更新の基本計画に基づきまして、5年ごとに消防力等整備5カ年計画を定め、更新を行っているところでございます。具体的な更新基準の内容は、消防ポンプ車は15年以上または走行距離10万キロ以上。化学車、はしご車、救助工作車は、20年以上または走行距離10万キロ以上。全管内に出動いたします高度救助隊配備の工作車に関しましては、これは15年と。そして救急車は、10年以上または走行距離10万キロ以上としていただいております。いずれの車両も更新年に満たない経過年で、10万キロの走行距離に達した場合には、別途点検整備を行い安全性能を確保し、更新の延伸を行っているところでございます。また、資機材等におきましても、可能な限り修繕を行い対応し、更新の延伸を図るとともに、経費負担の軽減、そして年度ごとの経費負担の平準化を図っているところでございます。

○勝部議員 議長。

○議長（岩崎康朗） 勝部議員。

○勝部議員 2次質問をさせていただきます。まず1点、最初の専決処分につきましてでございますが。いわゆる財政調整基金で予備費が充当されるのは別に何ら問題ないと思いますけれども、ただ、いわゆる財政調整基金を充当しました場合には、いわゆる資金運用について、例えば財政調整基金も多分定期預金運用とかですね、いわゆる短期国債とかですね、今そういった運用をなさるとは思いますけれども、こういった少額の42万4,000円程度のもんだったら、逆にそういうので財調基金からの充当をすれば、解約とかいろんな売払いとか支障が生じる場合がないか。ちょっと、その点は心配しておるので申し訳ないと思いますが。その点では、この程度のものですと逆にいろいろほかに、予備費充用ではなくてですね、まだいわゆる予算の復興支援枠とかいろんな、いわゆる款内の、款ごとのですね、予算流用とか対応する余地もあったんじゃないかと思っの御質問だったんですが。いわゆる定期とか短期国債とか、こういうものに手をつけるほうが危険度が大きいんじゃないかという点で、この点についての御認識をお伺いしたいと思います。それと、消防局長さんにはいろいろと年数と、そしてまたそれを定期点検とかいろいろ整備をされて、延伸して運用されることについては非常に御努力は敬意を表したいと存じます。ただ、消防車両、ポンプ車両につきましても、やはり車両の重要な不具合がある場合があると思います。例えばベアリングの損傷のものとかですね、溶接部がおかしいとか。これが人身事故につながる場合もございますし、それから火災活動について、その作動不良につながって消火活動ができないとかありますので、その点については、ある程度重要度のものを列举して、具体的に、こういうものが起きたら車両更新延伸などはしなくてもいいというふうな、そういったお考えの規定とか、

お考えのものとかをお持ちにはなっていないのか。もし、ないとするならば、今後はそういうものをして、必ずしも延伸がいいとは私は考えておりませんので。やっぱり人身の安全の確保、それから火災活動の確保、これに重点を置いて御判断をいただきたいと思いますが、この点についても御質問申しあげたいと思います。以上です。

○生田総務課長 議長。

○議長（岩崎康朗） 生田総務課長。

○生田総務課長 私のほうからは、財政調整基金の運用への影響、取崩しによる運用への影響ということにつきまして御答弁申しあげます。組合の財政調整基金につきましては、平成30年度の決算剰余金から、その2分の1に相当する額を積み立てておるところでございまして。現在のところ、債権等の運用はございません。したがって、今回の取崩しの影響につきましては、特段の影響はなかったということでございます。以上です。

○議長（岩崎康朗） 多田警防課長。

○多田警防課長 ただいまの御質問にお答え申しあげます。消防車両の更新に関しまして、重要な不具合の点についてでございますが、専門的な業者と必ず検討を行いまして、修理が可能かどうか、また経過年数とともに残存期間を考慮いたしまして、重要部品の修理には当たっておるところでございます。また、火災活動等のポンプ性能につきましては、消防車両のポンプ性能点検を毎月実施しているところでございます。以上でございます。

○勝部議員 議長。以上で質問を終わります。

○議長（岩崎康朗） はい。以上で通告による質疑は終わりました。ほかにないものと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま議題となっております4件の議案のうち、議案第11号については、予算審査特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○議長（岩崎康朗） 御異議なしと認め、そのように決定いたします。また、議案第12号及び議案第13号については、お手元に配布しております付託区分表のとおり、民生環境常任委員会に付託いたします。お諮りいたします。議案第14号につきましては、7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これを付託いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○議長（岩崎康朗） 御異議なしと認めます。よって、7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置することに決しました。ただいま設置されました、決算審査特別委員会の委員の選任については、組合議会委員会条例第5条第2項の規定により、1番 今城議員、2番 国頭議員、4番 戸田議員、9番 足田議員、10番 山路議員、13番 勝部議員、15番 小谷議員、以上7名を指名し、選任いたします。委員会審査のた

め暫時休憩いたします。

午後 2 時 5 0 分 休 憩

午後 5 時 0 7 分 再 開

○議長（岩崎康朗） 休憩前に引き続き、会議を開きます。初めに、本池事務局施設管理課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○本池施設管理課長 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 本池施設管理課長。

○本池施設管理課長 失礼いたします。先ほどの一般質問の中でございました、一般廃棄物第 2 最終処分場の御質問の答弁の訂正をお願いさせていただくものでございます。維持管理積立金の積立期間を平成 13 年度までと答弁いたしましたが、正しくは令和 13 年度までの間違いでございました。大変失礼いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（岩崎康朗） ただいま、本池施設管理課長から申し出のありました発言の訂正につきましては、申し出のとおり許可いたします。この際、御報告いたします。先ほど休憩中に、正副委員長の互選が行われました結果、総務消防常任委員長に小谷議員、副委員長に石橋議員が、民生環境常任委員長に今城議員、副委員長に勝部議員が、また、決算審査特別委員長に戸田議員、副委員長に足田議員がそれぞれ決定した旨の届出がありましたので、御報告いたします。また、同じく休憩中に開催されました予算審査特別委員会において、勝部副委員長の辞任が許可されたことに伴う副委員長の互選が行われました結果、景山議員が決定した旨の届出がありましたので、御報告いたします。これより、3 件の議案について、各委員会の審査報告を求めます。初めに、民生環境常任委員会の審査報告を求めます。今城委員長。

○今城委員長 はい、議長。

○議長（岩崎康朗） 今城委員長。

○今城委員長 民生環境常任委員会の審査報告をいたします。当委員会に付託されました議案 2 件について、先ほど委員会を開き審査をいたしました結果、まず、議案第 12 号、鳥取県西部広域行政管理組合規約の変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 13 号、鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で、民生環境常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（岩崎康朗） 次に、予算審査特別委員会の審査報告を求めます。中田委員長。

○中田委員長 議長。

○議長（岩崎康朗） 中田委員長。

○中田委員長 予算審査特別委員会の審査報告をいたします。当委員会に付託されました議案１件について、先ほど委員会を開き審査をいたしました結果、議案第１１号、専決処分について、令和３年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算、補正第２回について、全会一致で、原案のとおり承認すべきものと決しました。以上で審査報告を終わります。

○議長（岩崎康朗） 以上で、委員長の報告は終わりました。それでは、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。別にないものと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。別にないものと認め、討論を終結いたします。これより、３件の議案を順次採決いたします。初めに、議案第１１号、専決処分についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。本件について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○議長（岩崎康朗） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり承認されました。次に、議案第１２号、鳥取県西部広域行政管理組合規約の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○議長（岩崎康朗） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、議案第１３号、鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○議長（岩崎康朗） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。お諮りいたします。先ほど、決算審査特別委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありました。この際、本件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○議長（岩崎康朗） 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~

#### 日程追加 閉会中の継続審査

**○議長**（岩崎康朗） それでは、閉会中の継続審査についてを議題といたします。議案第１４号について、決算審査特別委員長から、お手元に配布しております申出書のお

り、閉会中の継続審査の申し出がありました。お諮りいたします。本件については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○議長（岩崎康朗） 御異議なしと認めます。よって、本件については、閉会中の継続審査とすることに決しました。

~~~~~

閉 会

○議長（岩崎康朗） 以上で、本定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。これをもって、令和３年１１月…。

○国頭議員 議長。すみません。議事進行で、発言を。

○議長（岩崎康朗） 議事進行。国頭議員、議事進行の理由を述べてください。

○国頭議員 はい、理由ですね。本議会中にありました一般質問中に、石橋議員と伊澤副管理者の答弁の応酬の中で、伊澤副管理者が石橋議員の質問に対して、極めて不適切と強い口調で何回も言われました。で、伊澤副管理者はこのことについては、石橋議員の質問についてはですね、議運で諮ってくれと言われました。それについてですね、私は不適切とは感じませんでした。その辺についてですね、伊澤副管理者が言われた、議長それから議運にですね、諮られましたけども、議長と議運の委員長としては、この件についてはどう感じておられるか、この議会で聞いておきたいと思います。

（「議事進行じゃないんじゃないか。」「閉会中にやればいい。」と声あり）

○議長（岩崎康朗） それでは私のほうからお答えをいたします。本会議における議長の整理権において発動をいたしました。したがって本人にも、石橋議員にも確認をいたしましたけども、質問は一応もう既に、まあ質問のこれ以上の深堀りはできないと判断をいたしました。そうして石橋議員にも確認をしましたけど、ほかにありませんかということで。いや、特にないということなので、質問を終えていただいたということでございます。副管理者の発言については、私はそこまで問題はないというふうに判断をいたしました。以上です。ほかにありませんか。よろしいですね。それでは、これをもちまして、令和３年１１月鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を閉会いたします。

午後５時１６分 閉 会

地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

鳥取県西部広域行政管理組合議会議長 岩 崎 康 朗

同 議員 国 頭 靖

同 議員 山 本 芳 昭